

## 憲法 9 条政府解釈に係る各文言の要件的一性<sup>①</sup>の整理

※この文書で「要件的に全く同一（要件的一性）」とは、憲法 9 条のもとで武力攻撃が許容されるための「理由・根拠」（平成 26 年 11 月 6 日答弁によれば「国民に生じる被害・影響等」とされている）たる日本語としての意味として全く同一（ずれがない）ことをいう。

### （1）昭和 4 7 年見解

外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる

＝要件的に全く同一（平成 26 年 05 月 22 日 答弁）

### （2）平成 1 6 年答弁書

外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされる

### （3）7.1 閣議決定の「新三要件」

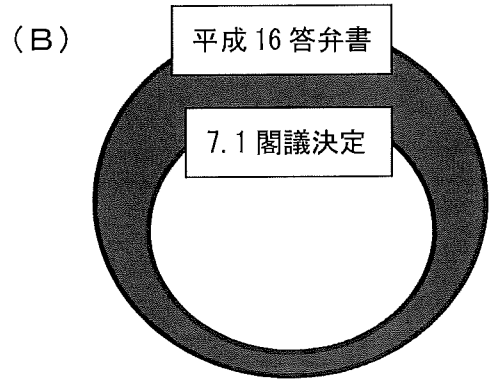
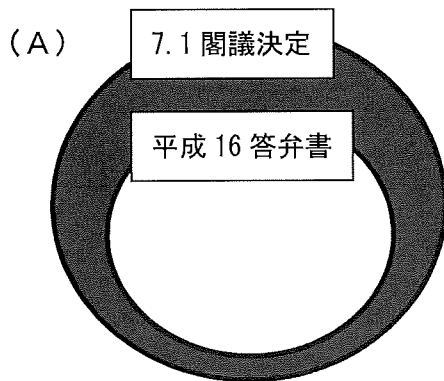
我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される

＝要件的に全く同一??

### （2）平成 1 6 年答弁書

外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされる

■（3）#（2）の場合は、各政府解釈の「要件的一性の関係」は（A）、（B）のどれか？



※「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」（7.1 閣議決定の「新三要件」）の意味については、「国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶ」と同義であるとされている（平成 26 年 7 月 14 日答弁）。

※平成 26 年 10 月 16 日対小西洋之議員答弁：「国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶ」とは、）当然国民の生命が害されるという危険を含んでおります。」